

監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年7月4日

彦根市監査委員 内堀 喜代治
彦根市監査委員 小川 喜三郎

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成26年6月中に次のとおり実施した。

実地監査

監査期日	監査対象
6月4日	市立病院
6月5日	上下水道部
6月30日	税務課 納税課

2 監査の方法

各所属とも、平成25年度(平成26年4月末日現在)における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

市立病院、上下水道部、納税課、税務課における収入未済については、差押えや支払督促申立等による法的措置を行い解消に向け努力されている。特に市税については、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収納率が最近 10 数年間で最も高い値になっており、評価できるものである。今後も引き続きそれぞれの収入未済について縮減に努めるとともに、新たな収入未済を発生させないよう納期限内納付の徹底に努められたい。

市立病院における各種団体、協会等の会費については、毎年漫然と支払うのではなく、その必要性や効果等を検証し定期的な見直しをされたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。